

「清流の国」の登録商標の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県（以下「県」という。）のイメージアップを図るため、「清流の国」の登録商標（商標登録第5643014号、商標登録第5764821号。以下「商標」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(商標に関する権利)

第2条 商標に関する一切の権利は県に属する。

(商標の使用範囲)

第3条 商標を使用する指定商品又は指定役務の区分及び当該区分に属する指定商品又は指定役務は、別表のとおりとする。

(使用許諾)

第4条 商標を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ岐阜県知事（以下「知事」という。）の許諾（商標法（昭和34年法律第127号）第31条第1項の規定による通常使用権の許諾をいう。）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 県の機関が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で使用する場合
- (3) その他知事が適当と認める場合

(使用許諾の申請)

第5条 申請者は、使用許諾申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の概要が分かる資料（申請者が法人その他の団体である場合に限る。）
- (2) 商標の使用見本
- (3) その他知事が必要と認める書類

(使用許諾書の交付等)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第4条第1項の許諾（以下「使用許諾」という。）をするものとする。

- (1) 県の利益又は商標のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (2) 商標の使用によって、商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他者の業務に係る商品若しくは役務と混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (3) 宗教的行事、政治活動等のために使用すると認められる場合
- (4) 県の信用又は品位を害すると認められる場合
- (5) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (6) 法令又は公序良俗に反すると認められる場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の風俗営業を営む者が使用する場合
- (8) 申請者（申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- (9) その他知事が不適当と認める場合

2 知事は、使用許諾をする場合は、使用許諾書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする

る。

- 3 知事は、使用許諾をする場合は、条件を付することができる。
- 4 知事は、申請者が前条の規定による使用許諾の申請に要した費用について、一切の負担をしないものとする。
- 5 知事は、使用許諾をしない場合は、使用不許諾通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（使用期間）

第7条 使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）の商標の使用期間は、使用許諾の日から1年以内であって知事が必要と認める日までとする。

- 2 前項の使用期間の満了後において、引き続き商標を使用しようとするときは、改めて使用許諾を受けなければならない。
- 3 前項の規定に関わらず、使用者は、使用許諾された内容を変更しない限り、在庫整理の期間については、第1項の期間満了後6ヶ月間は引き続き商標を使用することができるものとする。

（使用料）

第8条 商標の使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第9条 使用者は、商標の使用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品等の使用又はその宣伝広告に際しては、別記のとおり許諾番号をその商品等、包装、広告等に付すこと。ただし、知事が許諾番号を付さないことができると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 使用許諾された内容のみに使用すること。また、使用許諾に際して、「この商標は商品の品質を保証するものではないと記載すること」等知事による条件を付された場合は、それに従うこと。
- (3) 使用許諾を受けた商品等の完成品を、完成後30日以内に知事に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真その他商品等の状況が分かる資料の提出をもって代えることができる。
- (4) 商標の登録出願を行わないこと。
- (5) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、その他の関係法令を遵守すること。
- (6) 商品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (7) 商品等の使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、その他県から要請があった場合は、速やかに知事に商品等の使用状況を報告し、商品等を提出すること。
- (8) 他者による商標の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに県に報告すること。

（使用許諾事項の変更）

第10条 使用者は、使用許諾を受けた内容を変更しようとするときは、変更許諾申請書（別記第4号様式）を知事に提出し、改めて使用許諾を受けなければならない。

（使用許諾の取消し等）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許諾を取り消し、使用者に対し商品等の回収等の措置を要求することができる。

- (1) 使用者がこの要綱又は使用許諾の条件に違反したとき。
- (2) 第5条又は前条に規定する申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) 使用者が第6条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) その他商標の使用を継続することが不相当であると認めたとき。

2 前項の規定により使用許諾が取り消された場合において、使用者は、使用許諾を取り消された日

から商標を使用することができないものとする。

- 3 知事は、第1項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の中止)

第12条 使用者は、商標の使用を中止しようとするときは、使用中止届(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(使用状況の報告等)

第13条 知事は、使用者に商標の使用状況について報告を求め、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占・県の非推奨等)

第14条 この要綱による使用許諾は、使用者が自己の商標とするなど、独占して商標を使用する権利を付与するものではなく、かつ、商品等又は使用者について県による推奨又は品質保証を行うものではない。

(損失補償等の責任)

第15条 県は、使用許諾に係る商標の使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

- 2 使用者は、商品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。
- 3 使用者が商標の使用に際して、故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、商標の使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	指定商品又は指定役務
第29類	一 食肉 牛肉 鶏肉 豚肉 二 食用魚介類(生きているものを除く。) 赤貝 あさり あゆ あわび いか いくら いわし うに えび 牡蠣 かずのこ かに かれい キャビア 鯨 こい さけ ざりがに さんま 食用がえる すじこ すずき すっぽん たい たこ たら たらこ にしん はまぐり ぶり まぐろ ムール貝 三 肉製品 かす漬け肉 乾燥肉 コロッケ ソーセージ 肉の缶詰 肉のつくだに 肉の瓶詰

	<p>ハム ベーコン</p> <p>四 加工水産物</p> <p>(一) かず漬け魚介類 かまぼこ くんせい魚介類 塩辛魚介類 塩干し魚介類 水産物の缶詰 水産物のつくだに 水産物の瓶詰 素干し魚介類 ちくわ 煮干し魚介類 はんぺん フィッシュソーセージ</p> <p>(二) かつお節 寒天 削り節 食用魚粉 とろろ昆布 干しのり 干しひじき 干しわかめ 焼きのり</p> <p>五 豆</p> <p>小豆 いんげん豆 えんどう豆 そら豆 大豆 落花生</p> <p>六 加工野菜及び加工果実</p> <p>果実の缶詰及び瓶詰 果実の漬物 乾燥果実 乾燥野菜 ジャム 調理用野菜ジュース チョコレートスプレッド ピーナッツバター ひき割りアーモンド マーマレード めんま 野菜の缶詰及び瓶詰 野菜の漬物</p> <p>七 冷凍果実 冷凍野菜</p> <p>八 卵</p> <p>あひるの卵 うずらの卵 鶏卵</p> <p>九 加工卵</p> <p>乾燥卵 凍結卵</p> <p>十 乳製品</p> <p>牛乳 クリーム チーズ 乳酸飲料 乳酸菌飲料 バター 発酵乳 粉乳(乳幼児用のものを除く。) やぎ乳 羊乳 練乳</p> <p>十一 食用油脂</p> <p>(一) 植物性油脂</p> <p>オリーブ油 コーン油 ごま油 大豆油 調合油 菜種油 むか油 パーム油 ひまわり油 やし油 落花生油</p> <p>(二) 動物性油脂</p> <p>牛脂 鯨脂 骨油 豚脂</p> <p>(三) 加工油脂</p> <p>硬化油 ショートニング 粉末油脂 マーガリン</p> <p>十二 カレー、シチュー又はスープのもと 即席カレー 即席シチュー 即席スープ 即席みそ汁</p> <p>十三 なめ物</p> <p>きんざんじみそ たいみそ</p> <p>十四 お茶漬けのり ふりかけ</p> <p>十五 油揚げ 凍り豆腐 こんにやく 豆乳 豆腐 納豆</p> <p>十六 食用たんぱく</p>
第 30 類	<p>一 コーヒー ココア</p> <p>(一) コーヒー</p> <p>コーヒー コーヒー飲料 代用コーヒー 焙煎したコーヒー豆 ミルクコーヒー</p> <p>(二) ココア</p> <p>ココア チョコレート飲料 ミルクココア</p> <p>二 コーヒー豆</p> <p>三 茶</p> <p>ウーロン茶 紅茶 昆布茶 麦茶 緑茶</p> <p>四 調味料</p> <p>(一) みそ</p> <p>(二) ウースターソース グレービーソース ケチャップソース しょうゆ 食酢 酢の素 そばつゆ ドレッシング ホワイトソース マヨネーズソース 焼肉のたれ</p> <p>(三) 角砂糖 果糖 氷砂糖 砂糖 麦芽糖 はちみつ ぶどう糖 粉末あめ 水あ</p>

	<p>め</p> <p>(四) ごま塩 食塩 すりごま セロリーソルト</p> <p>(五) うま味調味料</p> <p>五 香辛料</p> <p>からし粉 カレー粉 こしょう粉 さんしょう粉 ちょうじ粉 とうがらし粉 につけい粉 わさび粉</p> <p>六 食品香料(精油のものを除く。)</p> <p>七 米 脱穀済みのえん麦 脱穀済みの大麦</p> <p>八 食用粉類</p> <p>くず粉 小麦粉 米粉 コーンスターチ サゴ さつまいも粉 じゃがいも粉 そば粉 タピオカ とうもろこし粉 豆粉 麦粉</p> <p>九 食用グルテン</p> <p>十 穀物の加工品</p> <p>うどんの麺 オートフレーク オートミール 乾燥飯 強化米 ぎょうざの皮 コーンフレーク さらしあん 人造米 スパゲッティの麺 そうめんの麺 即席うどんの麺 即席そばの麺 即席中華そばの麺 そばの麺 中華そばの麺 春雨 パン粉 ビーフン ふ 米飯の缶詰 マカロニ 餅</p> <p>十一 ぎょうざ しゅうまい すし たこ焼き 弁当 ホットドッグ ミートパイ ラビオリ</p> <p>十二 菓子</p> <p>(一) 和菓子</p> <p>甘栗 甘納豆 あめ あられ あんころ いり栗 いり豆 おこし かりんとう ぎゅうひ 氷砂糖 砂糖漬け 汁粉 汁粉のもと ぜんざい ぜんざいのもと せんべい だんご 練り切り 水あめ みつまめ 蒸し菓子 もち菓子 もなか もなかの皮 ゆで小豆 ようかん らくがん</p> <p>(二) 洋菓子</p> <p>アイスキャンデー アイスクリーム ウエハース カステラ 乾パン キャラメルキャンデー クッキー クラッカー コーンカップ シャーベット シュークリーム スポンジケーキ タフィー チューインガム チョコレート ドーナツ ドロップ ヌガー パイ ビスケット フルーツゼリー フローズンヨーグルト ポーロ ホットケーキ ポップコーン マシュマロ 焼きりんご ラスク ワッフル</p> <p>十三 パン</p> <p>あんぱん クリームパン ジャムパン 食パン バンズ</p> <p>十四 サンドイッチ 中華まんじゅう ハンバーガー ピザ</p> <p>十五 即席菓子のもと</p> <p>ゼリーのもと ドーナツのもと プリンのもと ホットケーキのもと 水ようかんのもと</p> <p>十六 アイスクリームのもと シャーベットのもと</p> <p>十七 イーストパウダー こうじ 酵母 パスタソース ベーキングパウダー</p> <p>十八 氷</p> <p>氷 卓上氷 氷柱</p> <p>十九 アイスクリーム用凝固剤 家庭用食肉軟化剤 酒かす ホイップクリーム用安定剤</p>
第31類	<p>一 あわ きび ごま そば とうもろこし ひえ 麦 粳米 もろこし</p> <p>二 漆の実 麦芽</p> <p>三 食用魚介類(生きているものに限る。)</p> <p>赤貝 あさり あわび いか いわし えび 牡蠣 かに こい ざりがに すずき すっぽん たい たこ はまぐり ムール貝</p> <p>四 海藻類</p>

	<p>あおさ 昆布 てんぐさ のり ひじき わかめ</p> <p>五 獣類、魚類（食用のものを除く。）、鳥類及び昆虫類（生きているものに限る。）</p> <p>六 蚕種 種繭 種卵</p> <p>七 飼料 魚かす 合成飼料 米ぬか 混合飼料 しょうゆかす 大豆油かす でん粉かす 肉粉 配合飼料</p> <p>八 釣り用餌 生き餌</p> <p>九 果実 アーモンド いちご オレンジ かき カシュウナッツ くり くるみ コーラナ ッツ ココナッツ すいか なし バナナ びわ ぶどう ヘーゼルナッツ 松の実 みかん メロン 桃 りんご レモン</p> <p>十 野菜 枝豆 かぼちゃ キャベツ きゅうり ごぼう さつまいも さやいんげん さん しょう しいたけ しそ じゃがいも しょうが ぜんまい 大根 たけのこ 茶の 葉 とうがらし トマト なす にんじん ねぎ はくさい パセリ ふき ほうれ んそう まつたけ もやし レタス わさび わらび</p> <p>十一 糖料作物 砂糖きび てんさい</p> <p>十二 種子類 園芸用球根 園芸用種子 採油用種子類 種菌 農産用球根 農産用種子</p> <p>十三 木 草 芝 ドライフラワー 苗 苗木花 牧草 盆栽</p> <p>十四 生花の花輪</p> <p>十五 飼料用たんぱく</p>
第 32 類	<p>一 ビール 黒ビール 合成ビール スタウト ラガービール</p> <p>二 清涼飲料 アイソトニック飲料 ガラナ飲料 コーヒーシロップ コーラ飲料 サイダー シ ャーベット水 シロップ ジンジャーエール 清涼飲料のもと 炭酸水 ミネラルウ ォーター ラムネ レモン水 レモンスカッシュ</p> <p>三 果実飲料 オレンジジュース グレープジュース トマトジュース パインジュース りんご ジュース</p> <p>四 飲料用野菜ジュース</p> <p>五 乳清飲料</p> <p>六 ビール製造用ホップエキス</p>
第 33 類	<p>一 日本酒 泡盛 合成清酒 焼酎 白酒 清酒 直し みりん</p> <p>二 洋酒 ウイスキー ウォッカ ジン ブランデー ラム リキュール</p> <p>三 果実酒 いちご酒 なし酒 ぶどう酒 りんご酒</p> <p>四 酎ハイ</p> <p>五 薬味酒 梅酒 はちみつ酒 保命酒 松葉酒 まむし酒</p>
第 35 類	<p>一 衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の 業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>二 織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 履物の小売又</p>

	<p>は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>三 飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>(一) 酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>(二) 食肉の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>(三) 食用水産物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>(四) 野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>(五) 菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>(六) 米穀類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>(七) 牛乳の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 茶、コーヒー及びココアの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>四 自転車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>五 家具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 葬祭用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>六 電気機械器具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>七 手動利器、手動工具及び金具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 台所用品、清掃用具及び洗濯用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>八 化粧品、歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>九 花及び木の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>十 紙類及び文房具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>十一 おもちゃ、人形及び娯楽用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>十二 時計及び眼鏡の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p>
第 39 類	<p>一 鉄道による輸送 貨物車による輸送 ケーブルカーによる輸送 モノレールによる輸送 旅客車による輸送 ロープウェイによる輸送</p> <p>二 車両による輸送 貨物自動車による輸送 軽車両による輸送 タクシーによる輸送 二輪自動車による輸送 ハイヤーによる輸送 バスによる輸送</p> <p>三 船舶による輸送 貨物船による輸送 客船による輸送 タンカーによる輸送 フェリーボートによる輸送</p> <p>四 航空機による輸送 ターボジェット機による輸送 プロペラ機による輸送 ヘリコプターによる輸送</p> <p>五 貨物のこん包 貨物の積卸し 貨物の輸送の媒介</p> <p>六 船舶の貸与、売買又は運航の委託の媒介 船舶の引揚げ</p> <p>七 企画旅行の実施 旅行者の案内 旅行に関する契約（宿泊に関するものを除く。）の代理、媒介又は取次ぎ</p> <p>八 寄託を受けた物品の倉庫における保管 他人の携帯品の一時預かり 配達物の一時預かり</p> <p>九 ガスの供給 電気の供給 熱の供給 水の供給</p> <p>十 係留施設の提供 倉庫の提供 駐車場の提供 駐車場の管理 飛行場の提供</p> <p>十一 ガソリンステーション用装置（自動車の修理又は整備用のものを除く。）の貸与</p>

	<p>家庭用冷凍冷蔵庫の貸与 家庭用冷凍庫の貸与 機械式駐車装置の貸与 車椅子の貸与 航空機の貸与 航空機用エンジンの貸与 自転車の貸与 自動車の貸与 船舶の貸与 荷役機械器具の貸与 包装用機械器具の貸与 冷凍機械器具の貸与</p> <p>十二 自動車の運転の代行 信書の送達 道路情報の提供 引越の代行 有料道路の提供</p>
第 41 類	<p>一 技芸、スポーツ又は知識の教授 生け花の教授 学習塾における教授 空手の教授 着物着付けの教授 剣道の教授 高等学校における教育 語学の教授 国家資格取得講座における教授 茶道の教授 自動車運転の教授 柔道の教授 小学校における教育 水泳の教授 そろばんの教授 大学における教授 中学校における教育 テニスの教授 ピアノの教授 美容の教授 舞踏の教授 簿記の教授 洋裁の教授 理容の教授 和裁の教授</p> <p>二 セミナーの企画、運営又は開催 動物の調教</p> <p>三 植物の供覧 庭園の供覧 洞窟の供覧 動物の供覧 図書及び記録の供覧 美術品の展示</p> <p>四 書籍の制作 電子出版物の提供</p> <p>五 映画、演芸、演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営 映画の上映、制作又は配給 演芸の上演 演劇の演出又は上演 音楽の演奏 放送番組の制作</p> <p>六 スポーツの興行の企画、運営又は開催 ゴルフの興行の企画、運営又は開催 サッカーの興行の企画、運営又は開催 相撲の興行の企画、運営又は開催 ボクシングの興行の企画、運営又は開催 野球の興行の企画、運営又は開催</p> <p>七 競馬の企画、運営又は開催 競輪の企画、運営又は開催 小型自動車競走の企画、運営又は開催</p> <p>八 興行の企画、運営又は開催（映画、演芸、演劇、音楽の演奏、スポーツ、競馬、競輪、競艇又は小型自動車競走の興行に関するものを除く。） 当せん金付証票の発売</p> <p>九 映像機器、音声機器等の機器であって放送番組の制作のために使用されるものの操作 通訳 翻訳</p> <p>十 教育、文化、娯楽又はスポーツ用ビデオの制作（映画、放送番組又は広告用のものを除く。） 写真の撮影 放送番組の制作における演出</p> <p>十一 映画、演芸、演劇、音楽又は教育研修のための施設の提供 音響用又は映像用のスタジオの提供</p> <p>十二 運動施設の提供 ゴルフ場の提供 スキー場の提供 スケート場の提供 体育館の提供 テニス場の提供 プールの提供 ボウリング場の提供 野球場の提供 陸上競技場の提供</p> <p>十三 娯楽施設の提供 囲碁所又は将棋所の提供 カラオケ施設の提供 スロットマシン場の提供 ダンスホールの提供 ぱちんこホールの提供 ビリヤード場の提供 マージャン荘の提供 遊園地の提供</p> <p>十四 興行場の座席の手配</p> <p>十五 運動用具の貸与 映画機械器具の貸与 映写フィルムの貸与 おもちゃの貸与 楽器の貸与 カメラの貸与 光学機械器具の貸与 書画の貸与 テレビジョン受信機の貸与 図書の貸与 ネガフィルムの貸与 ポジフィルムの貸与 ラジオ受信機の貸与 レコード又は録音済み磁気テープの貸与 録画済み磁気テープの貸与 遊園地用機械器具の貸与 遊戯用器具の貸与</p>
第 43 類	<p>一 宿泊施設の提供 宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ</p> <p>二 飲食物の提供 （一） 日本料理を主とする飲食物の提供 うどん又はそばの提供 うなぎ料理の提供 すしの提供 てんぷら料理の提供 とんかつ料理の提供</p>

	<p>(二) 西洋料理を主とする飲食物の提供 イタリア料理の提供 ス페인料理の提供 フランス料理の提供 ロシア料理の提供</p> <p>(三) 中華料理その他の東洋料理を主とする飲食物の提供 インド料理の提供 広東料理の提供 四川料理の提供 上海料理の提供 北京料理の提供</p> <p>(四) アルコール飲料を主とする飲食物の提供</p> <p>(五) 茶、コーヒー、ココア、清涼飲料又は果実飲料を主とする飲食物の提供</p> <p>三 高齢者用入所施設の提供（介護を伴うものを除く） 保育所における乳幼児の保育</p> <p>四 動物の宿泊施設の提供</p> <p>五 おしぼりの貸与 カーテンの貸与 会議室の貸与 家具の貸与 加熱器の貸与 加熱調理機械器具の貸与 壁掛けの貸与 敷物の貸与 食器の貸与 タオルの貸与 調理台の貸与 展示施設の貸与 流し台の貸与 布団の貸与 まくらの貸与 毛布の貸与</p>
--	---

別記（第9条関係）

許諾番号は下記のとおり付すものとする。

清流の国@岐阜県#0000

備考

(1)「0000」には使用許諾書（別記第2号様式）にて通知の許諾番号を記載すること。

(2)変更申請に対する許諾については、新たに許諾番号を付すものとする。

「清流の国」商標使用許諾申請書

岐阜県知事 様

(住所)
 (団体・法人名等)
 (代表者名)

「清流の国」の商標の使用に関する要綱を遵守することを誓約のうえ、下記のとおり、商標の使用の許諾を申請します。

商品・役務名			
商品・役務の種類 ・点数	種類		
	合計	点 ※サイズ、色が異なる場合も1点と数える	
具体的な使用内容 ※製造数量・サイズ、 販売価格、販売先・ 場所等（別紙可）			
加工食品製造場所	※食品販売の場合のみ記入		
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日（1年以内）		
許諾番号等 の記載場所			
連絡担当者	住所	〒	
	所属		氏名
	TEL		FAX
	E-MAIL		
備考			

【添付書類】

- (1)申請者の概要が分かる資料（法人その他の団体である場合に限る。）
- (2)商標の使用見本
- (3)その他知事が必要と認める書類（営業許可証（写し）及び製造許可証（写し）（食品の場合のみ。ただし、保健所の許可が不要な食品の場合を除く。））

「清流の国」商標使用許諾書

（団体・法人名等）
（代表者名）

様

岐阜県知事 古 田 肇

年 月 日付けで申請のありました標記商標の使用について、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	〇〇〇〇
許諾期間	年 月 日 ~ 年 月 日
条 件	

【特記事項】

- ・「清流の国」の登録商標の使用に関する要綱を遵守すること。なお、これらは必要に応じて変更することがあるため留意すること。
- ・商品等の使用又はその宣伝広告に際しては、「清流の国®岐阜県#0000（上記許諾番号）」をその商品等、包装、広告等に付すこと。ただし、知事が許諾番号を付さないことができると認めた場合は、この限りではない。
- ・商品等の完成品を、完成後30日以内に知事に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真その他商品等の状況が分かる資料の提出をもって代えることができる。
- ・使用許諾内容の変更をしようとする場合は、変更許諾申請書（別記第4号様式）を知事に提出し、改めて使用許諾を受けること。
- ・使用期間の満了後においても引き続き使用しようとする場合は、使用期間の満了前に使用許諾申請書（別記第1号様式）を知事に提出し、改めて使用許諾を受けること。

「清流の国」商標使用不許諾通知書

（団体・法人名等）
（代表者名）

様

岐阜県知事 古 田 肇

年 月 日付けで申請のありました商標の使用については、下記のとおり許諾しませんので、通知します。

記

【許諾しない理由】

「清流の国」商標変更許諾申請書

岐阜県知事 様

（住所）
 （団体・法人名等）
 （代表者名）

年 月 日付け許諾番号 で許諾を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、許諾を申請します。

変更内容				
変更理由				
連絡担当者	住所	〒		
	所属		氏名	
	TEL		FAX	
	E-MAIL			
備考				

【添付書類】

- (1)申請者の概要が分かる資料（法人その他の団体である場合に限り。）
- (2)商標の使用見本
- (3)その他知事が必要と認める書類（営業許可証（写し）及び製造許可証（写し）（食品の場合のみ。ただし、保健所の許可が不要な食品の場合を除く。））

「清流の国」商標使用中止届

岐阜県知事 様

（住所）
（団体・法人名等）
（代表者名）

商標の使用を中止するので届け出ます。

使用許諾番号	
使用を中止する商品・ 役務名	
使用中止（予定）日	年 月 日
中止する理由	
備考	